

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
船員労働統計調査の今後の改善について	<p>○船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。【No. 92】</p> <p>○船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。【No. 93】</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>＜諮問第 146 号の答申（令和 3 年 3 月 12 日）船員労働統計調査＞ 詳細は別紙参照</p> <p>基本計画に掲載された課題については、令和 2 年度までに結論を得ることとされており、審議において確認を行った結果、現時点では、基本計画に掲げられた課題に対する十分な対応とはなっていない。</p> <p>このため、基本計画に掲げられた検討課題については、今回審議した結果、後記 3 のとおり引き続き検討を行う必要がある。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 指定船舶（第 1 号調査）の定期的なしつ皆調査の実施の検討</p> <p>(2) 特殊船（第 3 号調査）における昨年 1 年間の特別に支払われた報酬の把握の検討</p> <p>(3) 指定船舶（第 1 号調査）における昨年 1 年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討</p> <p>(4) 指定船舶（第 1 号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討</p> <p>(5) 業務報告等を活用した報告者負担の軽減</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>＜令和 3 年度統計法施行状況報告（暫定版）＞ 詳細は別紙参照</p> <p>○ 船員労働統計調査（第一号調査）について、事業所単位と船舶単位とした標本設計との比較検証を行った結果、船舶を単位とした標本設計による調査を引き続き実施することが適当であるとの結論を得た。【国土交通省】</p> <p>○ 船員労働統計調査について、調査項目の追加、変更等について検討を行い、第 1 号調査の「特別に支払われた報酬」について、6 月に支払われた特別な報酬から「昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」へと変更を行った。なお、本調査については、利活用ニーズを踏まえ、令和 5 年度（2023 年度）又は 6 年度（2024 年度）に予定される次回の母集団調査の企画時期までに引き続き改善を検討することとした。【国土交通省】</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ 現行基本計画に掲げられている課題については、令和 3 年の統計委員会における諮問審議の中で対応状況を確認した結果、十分な対応とはなっていないと整理され、改めて、今後の課題として課題が掲げられた経緯がある。このため、今後の課題に指摘された事項について次期基本計画に盛り込み、定期的に検討状況を把握する必要があるのではないか。</p>

	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。【国土交通省；令和6年度（2024年度）までに結論を得る。】</li></ul>
備考（留意点等）	

＜諮問第 146 号の答申（令和 3 年 3 月 12 日）船員労働統計調査＞

2 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定。以下「基本計画」という。）における「具体的な措置方策等」への対応状況等について本調査については、基本計画において、表のとおり、検討課題が掲げられている。

表 基本計画に掲げられた課題

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備	◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成 30 年度（2018 年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	令和 2 年度（2020 年度）までに結論を得る。
（3）働き方の変化等をよりの的確に捉える統計の整備	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。		基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和 2 年度（2020 年度）までに結論を得る。この結論を得るまでの間も現行調査の改善を順次実施する。

これらの課題については、令和 2 年度までに結論を得ることとされており、審議において確認を行った結果、現時点では、基本計画に掲げられた課題に対する十分な対応とはなっていない。

このため、基本計画に掲げられた検討課題については、今回審議した結果、後記 3 のとおり引き続き検討を行う必要がある。

### 3 今後の課題

#### （1）指定船舶（第 1 号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討

指定船舶（第 1 号調査）については、おおむね 5 年ごとに、最新の母集団情報を把握するためのしっ皆による一般統計調査（以下「母集団調査」という。）を実施しているが、本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込み、本調査を 5 年ごとにしっ皆により実施することについて、遅くとも、令和 5 年度又は 6 年度に予定される次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ること。また、検討に際しては、船員を取り巻く状況変化等を踏まえるとともに、後記（2）、（3）及び（4）の検討を併せて行うこと。

#### （2）特殊船（第 3 号調査）における昨年 1 年間の特別に支払われた報酬の把握の検討

今回の変更により、指定船舶（第 1 号調査）については昨年 1 年間に特別に支払われた報酬を把握できることとなるが、特殊船（第 3 号調査）については調査年の 6 月分のみを調査することとなる。しかしながら、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査において、指定船舶（第 1 号調査）については 6 月分のみでは正確性を欠くことが半明しており、特殊船（第 3 号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。

このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第 3 号調査）において昨年 1 年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(3) 指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討  
船員については、陸上労働者と比較して長期間の勤務期間・休暇期間を取るなど特殊な勤務体系を取っている者が多く、乗船月と休暇月での報酬に差が生じている可能性があるため、調査年の6月分の定期払いを要する報酬のみから正確な年間収入を推計するのは困難であると考えられるが、船員の年間収入を把握するニーズも存在している。また、現状においては、「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較可能性向上に係るニーズも存在している。

このため、指定船舶（第1号調査）において、昨年1年間の定期払いを要する報酬を把握すること及び「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項（勤続年数等）を追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(4) 指定船舶（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討

指定船舶（第1号調査）において、現行計画上、予備船員<sup>(注)</sup>については調査対象となっていないが、国民経済計算の推計精度の向上や船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員についても調査対象とすることを検討する必要があると考えられる。

(注) 船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの。乗船待機中及び陸上休暇中の者の船員の他、外国籍船舶に乗り組む船員が含まれる。

このため、予備船員を包括的に調査対象に追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(5) 業務報告等を活用した報告者負担の軽減

今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか、報告者負担軽減の観点から、引き続き必要な検討を行うこと。

## ＜令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）＞

- 船員労働統計調査（第一号調査）について、令和元年（2019年）6月に実施した「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」において把握した基礎資料を踏まえて、事業所を単位とした標本設計と船舶を単位とした標本設計との比較検証を行った結果、資本金や船員数など事業所の規模を表す指標が層化基準として不相当であると考えられること、また、船員の報酬は、船舶の用途や総トン数に依ることを確認したため、船舶を単位とした標本設計による調査を引き続き実施することが適切であるとの結論を得た。【国土交通省】
- 船員労働統計調査について、令和元年（2019年）6月に実施した「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」において把握した基礎資料を踏まえて、調査項目の追加や既存調査項目の在り方等について検討を行い、第1号調査の「特別に支払われた報酬」について、報酬の正確な実態把握に資するため、6月に支払われた特別な報酬から「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」へと調査計画の変更を行った。  
なお、本調査については、利活用ニーズを踏まえ、令和5年度（2023年度）又は6年度（2024年度）に予定される次回の母集団調査の企画時期までに引き続き改善を検討することとした。【国土交通省】